

(20) 高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

港湾局は、表1の契約により、港湾労働者向け宿泊所の設備改修工事を行っている。
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者（受注者）は、高さが10m以上で組立から解体までの期間が60日以上の足場を設置する場合には、工事開始の30日前までに、労働基準監督署に足場の設置計画を届け出なければならないとされている。

また、本契約に適用した東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年4月版）では、受注者は、工事の施工に当たり、関係法令に基づき官公署への届出手続等を遅滞なく行い、その内容について、あらかじめ監督員に報告すると定めている。

さらに、局監督基準では、監督員は、工事の施行に先立ち受注者から施工計画書の提出を受け、その内容を十分確認することとしている。

そこで、受注者が作成した施工計画書を見ると、宿泊所の設備改修工事に当たり、建物外部での高所作業のために設置する足場は、高さが15m及び10.8m、その組立でから解体までの期間は約6か月となっており、労働基準監督署に届出を行うべき対象となっていた。

この足場設置について確認したところ、受注者は、届出に必要な組立図、配置図等、法に基づき足場の設置計画を作成しておらず、届出を行っていないことが、適正でない。

また、局は、受注者が設置する足場について、法に基づき届出が必要であるにもかかわらず、監督員による施工計画書の確認が十分ではなく、この届出について確認等をしていなかったことは、適切でない。

局は、高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督されたい。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
令和5年度港湾労働者第三宿泊所機械設備改修工事	令和6.2.27～令和6.10.25	59,023,800

(21) 建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、上野消防署庁舎の経年劣化に伴い外壁その他改修工事を行っている。

本契約では、外壁面等のひび割れを補修するために、いしを取り付けた電動工具を用いて、研磨や削り（以下「研削」という。）の作業を実施している。

ところで、こうした電動工具は、取扱いを間違えると接触などによる作業員の事故に繋がるおそれがあることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）では、事業者（受注者）は、直径5cm以上の研削いしを取り付けた電動工具（図。以下「デンスクグラインダ」という。）で作業をするときには、安全カバーを取り付けなければならないとされている。

また、庁が使用している監督基準（令和3年4月版、東京都財務局）によると、監督員は受注者に対し、工事従事者の施工時の事故を未然に防止するための安全対策を講じさせるとしている。

そこで、本契約の工事記録写真を確認したところ、作業員は、デンスクグラインダにて作業していたが、研削いしの安全カバーを取り外した状態で使用していたことは、適正でない。庁は、建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて、受注者を適切に指導・監督されたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
上野消防署(5)外壁その他改修工事	令和5.12.18～令和7.2.28	110,890,550

(図) デンスクグラインダ



「電動工具の取扱い」(厚生労働省)
https://www.nllw.go.jp/content/1120000/02/telecommunications_tools_jip.pdf を加工して作成

(22) 石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、地域防災力強化のため、災害時、消防団の活動拠点となる世田谷消防団第15分団本部の建築工事を行っている。
本契約では、敷地内の既存建築物を解体撤去した後、分団本部を新たに建築することとしている。

解体する建築物には、壁や天井の内装材及び外壁目地材等に、石綿を含有する建築材料(以下「石綿含有建材」という。)が使用されており、解体時に発生する粉じんにより、作業等が健康障害を引き起こすおそれがあることから、法令により石綿含有建材の取扱いについて、手続が定められている。

本契約について見ると、次の点が認められた。

- ① 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)によると、事業者(受注者)は、石綿含有建材使用建築物の解体作業を行ったときは、あらかじめ定められた作業計画に従って作業等を行ったことについて、写真等の実施状況を確認できる方法により記録を作成することとされている。

また、片は本工事の特記仕様書において、受注者が片に提出する工事記録写真は、財務局工事記録写真撮影要領に基づき、石綿含有建材の除去及び保管や廃棄状況等を撮影することとしている。

そこで、作業計画及び工事記録写真を確認したところ、作業計画は作成されていたものの、外壁目地材等の撤去状況及び撤去した全ての石綿含有建材について、保管や廃棄状況等に関する写真が片に提出されおらず、撮影もされていなかったことは、適正でない。

- ② 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によると、元請業者(受注者)は、石綿含有建材の排出等作業が完了した際、その結果を片に書面で報告(以下「排出完了報告」という。)することとされている。

そこで、工事関係書類を確認したところ、受注者から片に対して排出完了報告が実施されていないことは、適正でない。

片は、石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督されたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
世田谷消防団第15分団本部(6)新築工事	令和6.7.19～令和6.12.10	52,943,000

(単位：円)

4 その他

(23) 汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、井の頭恩賜公園等において汚水槽清掃を含む設備の維持工事を行っている。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では、排出事業者は、一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に直接委託しなければならないとされている。

そこで、本契約の関係書類を確認したところ、汚水槽清掃における一般廃棄物(し尿を含む汚泥)の運搬を受注者が許可業者に再委託していた。

しかしながら、一般廃棄物の運搬は、排出事業者である局が許可業者に直接委託すべきところ、これを行っておらず適正でない。

局は、汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行われたい。

(建設局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
井の頭恩賜公園ほか汚水衛生設備維持工事(単価契約)	令和6.4.1～令和7.3.31	9,900,000

(単位：円)

(24) 工事の監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項)

水道局は、表1の契約により、水道管の耐震化を図るため、練馬区南田中一丁目付近ほか2か所において、配水小管の布設替工事を行っている。

本工事における一部の路線では、既設管内に新たな管を挿入して耐震化を図る工法を採用している。施工に際しては、対象路線の両端に立坑を設置する必要があり、区道の車道部に立坑を設置している。また、日々の作業終了後は、一般車両を通行させる必要があるため、路面覆工することとしている。そのため、車両の荷重等を考慮して、任意仮設である立坑の土留めをする必要がある。

一方、局配水管工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)では、受注者は、仮設の構造、工法等について、あらかじめ監督員に仮設物の図面、計算書等を提出することとしているが、「配水小管工事、補修工事等の軽易な工事であって監督員の承諾を得た場合は、」提出を要しないものとしている。また、この監督員の承諾は書面により行うこととしている。

そこで、施工計画書等の工事関係書類について見たところ、立坑部における路面覆工の図面及び計算書等は提出されているものの、土留めに関しては提出されていなかった。

このことについて局は、本件工事は標準仕様書に定める「配水小管工事、補修工事等の軽易な工事」に該当することから、土留めの図面及び計算書等を書面で提出しないことを口頭により了承したとのことである。

局は、工事の安全性確保に係る監督員の確認・承諾を確実に行わせるためにも、標準仕様書において書面により行うとしている監督員の承諾を口頭により行ったことは、適正でない。局は、工事の監督業務を適切に行われない。

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
練馬区南田中一丁目4番地先から同区富士見台一丁目3番地先間外2か所配水小管布設替工事	令和5.5.22～令和6.8.21	496,826,000

(単位：円)

(水道局)

5 大規模工事等監査報告

事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【水道局(脱水機更新)】

＜総括＞
下記対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な点は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事業名	朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業目的	老朽化した脱水機等の排水処理設備を更新し、安定した排水処理能力の維持を図る。
対象工事(契約金額)	朝霞浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事(52億4,700万円)

＜朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業に関する事業計画等の概要＞

経緯	令和3年3月「東京水道施設整備マスタープラン」
基本的な考え方	今後、朝霞浄水場の汚泥処理量が増加するため、老朽化した脱水機を更新し、あわせて処理能力の向上を図る。
計画期間	10年間(令和3年度～令和12年度)
事業概要(主な設備)	<ul style="list-style-type: none"> 脱水機 7台 搬送設備(ベルトコンベヤ) 一式 補機設備(ポンプ、貯槽、攪拌機、空気圧縮機、空気槽等) 一式 電気設備(コントロールセンタ、現場操作盤等) 一式

＜監査の着眼点＞

着眼点	監査結果
・事業は計画に則した施設となっているか	更新後の脱水機は、汚泥をろ過し脱水するろ布を増量することで、処理能力が約1.3倍向上すること、また、更新前と同等の設置面積及び重量で既存建物内に設置できることを設計図書、承諾図書(注)及び聴取調査により確認した。
・工事の安全確保は図られているか	工事区域の区画処置、安全通路の確保及び掲示物により、稼働範囲と工事範囲が区分けされ、安全対策が図られていることを現場調査により確認した。 現場のWRC(暑さ指数)が高い場合は、こまめに休憩を行うなどの熱中症予防対策を行うとともに、改正された処置手順等作業者に周知するなど、熱中症の重篤化防止対策が図られていることを施工計画書、聴取調査及び現場調査により確認した。
・計画期間と整合が図られているか	令和4年度に工事着手し、7台を3期に分け施設能力を確保しながら更新する工程によって、令和8年度に完成予定であることを工程表、聴取調査及び現場調査により確認した。

(注) 承諾図書

受注者が発注者の承諾を得るために提出する設備の詳細図、計算書等を含む図書

(別表1) 区分別指図書一覧

【設計】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
1	○	任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの 〈電線共同溝設置工事〉	都市整備局	14
2		道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの 〈街路築造及び電線共同溝設置工事〉	都市整備局	16
3		木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの 〈野営場整備工事〉	環境局	17
4		設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの 〈地下鉄駅通路出入口整備工事〉	交通局	18
5		掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの 〈配水池築造工事〉	水道局	20
6		先行して行われている工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うべきもの 〈下水道ポンプ所再構築工事〉	下水道局	21

【積算 (単価設定)】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
7		〈公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について〉 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行うべきもの 〈公園便所新築工事〉	建設局	22
9		現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの 〈葬儀所電気設備工事〉	建設局	24
10		港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの 〈埋立地護岸耐震補強工事〉	港湾局	25
11		電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの 〈公園照明設備改修工事〉 〈港湾監視設備改修工事〉	港湾局	26
12		体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの 〈学校体育館改修工事〉	教育庁	28

【積算 (数量算出等)】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
13		浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの 〈浄水施設工事〉	水道局	29
14		油圧式圧入引抜機の新設費の積算について 〈下水道管きよ再構築工事〉	下水道局	30

【積算 (諸経費等)】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
15		建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行うべきもの 〈学校建物管理委託〉	保健医療局	31
16		駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの 〈地下鉄駅ホーム補強工事〉	交通局	32

【施工】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
17	○	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈自然公園便所改築工事〉	環境局	34
18	○	根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈橋脚基礎洗掘防止工事〉	建設局	36
19	○	街路築造工事のうち排水管設置工事 〈街路築造工事〉	建設局	37
20	○	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈宿泊所設備改修工事〉	港湾局	38
21	○	建築物の外装改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防管庁舎改修工事〉	東京消防庁	39
22	○	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防分団本部建築工事〉	東京消防庁	40

【その他】

No.	重点	指図書事項名	局名	頁
8		〈公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について〉 建築基準法における手続を適正に行うべきもの 〈公園便所新築工事〉	建設局	22
23		汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの 〈給排水衛生設備維持工事 (単価契約) 〉	建設局	41
24		工事の監督業務を適切に行うべきもの 〈配水小管布設工事〉	水道局	42

(別表2) 局別指摘事項一覧

局名	No.	重点	区分	指摘事項/件名	頁
都市整備局	1	○	設計	任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの（電線共同溝設置工事）	14
	2		設計	道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの（街路築造及び電線共同溝設置工事）	16
環境局	3		設計	木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの（野営場整備工事）	17
	17	○	施工	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（自然公園便所改築工事）	34
保健医療局	15		積算 (諸経費等)	建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適切に行うべきもの（学校建物管理委託）	31
	7		積算 (単価設定)	（公園便所工事）における積算及び建築基準法の手続について 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行うべきもの（公園便所新築工事）	22
建設局	9		積算 (単価設定)	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの（葬儀所電気設備工事）	24
	18	○	施工	根固めアロックス掘付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの （橋脚基礎洗掘防止工事）	36
建設局	19	○	施工	街路築造工事の人孔設置における堅密防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの （街路築造工事のうち排水管設置工事）	37
	8		その他	（公園便所工事）における積算及び建築基準法の手続について 建築基準法における手続を適正に行うべきもの （公園便所新築工事）	22
港務局	23		その他	汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの（給排水衛生設備維持工事（単価契約））	41
	10		積算 (単価設定)	港務工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの （埋立地護岸耐震補強工事）	25
港務局	11		積算 (単価設定)	電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの（公園照明設備改修工事） （港務監視設備改修工事）	26
	20	○	施工	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの（宿泊所設備改修工事）	38

局名	No.	重点	区分	指摘事項/件名	頁
東京消防庁	21	○	施工	建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの（消防署庁舎改修工事）	39
	22	○	施工	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの（消防分団本部建築工事）	40
交通局	4		設計	設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの （地下鉄駅通路出入口整備工事）	18
	16		積算 (諸経費等)	駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの （地下鉄駅ホーム補強工事）	32
水道局	5		設計	掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの（配水池築造工事）	20
	13		積算 (数量算出等)	浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの（浄水施設工事）	29
下水道局	24		その他	工事の監督業務を適切に行うべきもの （配水小管布設管工事）	42
	6		設計	先行して行われている工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うべきもの（下水道ポンプ所再構築工事）	21
教育庁	14		積算 (数量算出等)	油圧式圧入引抜機の使用費の積算について （下水道管きし再構築工事）	30
	12		積算 (単価設定)	体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの（学校体育館改修工事）	28

(別表3) 工事監査実施一覧

対象局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数		対象金額	
		(件)	(百万円)	(件)	(百万円)
総務局 令和7.9.1 ～令和7.9.12	・富士見高原学外施設(6)解体工事 ・都庁舎(6)監視カメラ設置工事	37	632	11	116
財務局 令和7.5.16 ～令和7.6.11	・都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事 ・東京国際展示場(5)会議棟及び西展示棟改修空調設備工事	385	205,058	116	131,607
主税局 令和7.4.14 ～令和7.4.25	・東京都千代田都税事務所(5)シャッター改修工事 ・東京都港都税事務所(6)空調室外機設備改修工事	103	1,074	13	207
生活文化局 令和7.9.24 ～令和7.10.3	・東京舞台芸術活動支援センター(6)スタジオ床その他改修工事 ・東京芸術劇場(6)空調配管設備等改修工事	26	1,284	14	516
スポーツ推進本部 令和7.10.3 ～令和7.10.3	・カヌー・スラロームセンター(6)舗装改修工事 ・東京長バリエアラーナ(仮称)(5)大型映像装置改修その他工事	65	2,580	17	1,331
都市整備局 令和7.6.3 ～令和7.6.6	・環4高輪地区基礎撤去工事(6高輪-1) ・富士見橋補修工事(その4)(豊・有-1)その2	120	8,044	24	4,535
住宅政策本部 令和7.5.19 ～令和7.6.17	・都営住宅5H-131東(北区桐ヶ丘二丁目GNI2街区)工事 ・都営住宅3H-114西(白野市平山四丁目第2)給水衛生設備工事	559	152,423	110	64,376
環境局 令和7.4.14 ～令和7.4.25	・新海面処分場(5)Bゾーン西側貯留池等整備工事 ・令和6年度第三排水処理場外1号定期補修工事	168	8,620	30	3,632
福祉局 令和7.9.8 ～令和7.10.9	・東京都立北療育医療センター(R6)ボイラー補修工事 ・日野療護園(R6)解体工事	125	4,463	27	1,735
保健医療局 令和7.9.8 ～令和7.10.9	・酸素・医療提供システム(築地)鋪装等撤去工事 ・在原病院(5)熱源設備改修工事その2	91	1,918	16	911
産業労働局 令和7.2.12 ～令和7.2.21	・雨風り治山工事 ・海の森水上競技場グリーンコンクリート製造装置等設置工事	183	3,250	26	1,249
		合計	14,226	38,436	

対象局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数		対象金額	
		(件)	(百万円)	(件)	(百万円)
中央卸売市場 令和7.1.27 ～令和7.1.30	・食肉市場(5)大動物のライオン空調設備その他改修工事 ・豊洲市場(4)6街区連絡橋整備工事	567	20,549	64	8,288
建設局 令和7.8.28 ～令和7.9.26	・道路改修工事に伴う擁壁設置工事(5南東-鶴牧の2) ・東京都瑞江築港所(4)改築工事	4,189	584,901	196	181,816
港湾局 令和7.2.3 ～令和7.2.21	・新海面処分場(5)Dゾーン南側護岸建設工事 ・晴海ふ頭各船受入施設(仮称)(5)改築工事	839	95,190	90	27,636
東京消防庁 令和7.1.20 ～令和7.1.24	・東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎(仮称)(3)改築工事 ・消防-救急デジタル無線設備点検保守委託	781	29,256	89	10,326
交通局 令和7.1.8 ～令和7.1.16	・浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外7駅ホーム補強その他工事 ・浅草線東銀座駅リニューアル工事	978	139,175	98	55,403
水道局 令和7.5.12 ～令和7.6.18	・和田堀給水所第二配水ポンプ所電気設備等設置工事 ・奥村山市坂山町三丁目地内から小平市天神町三丁目地内間導水管(2000mm)トンネル築造工事	1,872	635,246	186	113,649
下水道局 令和7.4.14 ～令和7.5.26	・第二成増幹線工事 ・豊西水再生センター汚泥焼却設備再構築その2工事	2,827	819,353	194	192,853
教育庁 令和7.2.4 ～令和7.2.17	・都立豊産高等学校(5)温室改築その他改修工事(その2) ・都立戸山高等学校(4)空調設備改修工事	479	17,107	57	6,916
警視庁 令和7.9.30 ～令和7.10.6	・警視庁有家族者付機多摩緑第一住宅(6)改修工事 ・警視庁向島警察署(5)空調設備その他改修工事	892	47,447	76	13,918
島しょ 令和7.6.19 ～令和7.6.27	・令和5年度青ヶ島防波堤(西)建設及びその他工事 ・東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所(2)改築工事	1,178	47,623	108	16,218
合計		16,464	2,825,182	1,562	840,247
					(29.7%)

(注1) 対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。
(注2) 実施件数及び実施金額欄の()書きは、それぞれ実施率を表している。
(注3) 島しょの工事監査対象局は、総務局(大島支庁)、財政局、環境局、保健医療局、産業労働局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

(別表4) 大規模工事等監査実施一覧

対象局	実施工事	事業計画等	実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
財務局	<ul style="list-style-type: none"> 東京都江戸東京博物館(4)改修工事 東京国際フォーラム(5)改修工事 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次主要施設10か年維持更新計画 ほか 	16	72,665
建設局	<ul style="list-style-type: none"> 城北中央公園調音池(二期)工事 縮城多摩トンネル(仮称)(6)トンネル及び擁壁築造工事 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 石神井川河川整備計画(H28.3) 多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画) ほか 	8	126,833
交通局	<ul style="list-style-type: none"> 浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 日暮里・舎人ライナー車両の製造 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都交通局経営計画2022 ほか 	4	27,364
水道局	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 東京水道経営プラン2021 東京水道施設整備マスタープラン 	6	18,033
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> 三之橋雨水調整池建設その4工事 東部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築工事 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都下水道事業経営計画2021 ほか 	20	75,445
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> 都立新国際高等学校(仮称)(5)造成及び擁壁改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム 	1	2,086
合 計			55	322,429

(注) 実施件数、実施金額については、別表3の実施件数、実施金額を含む。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
 163-8001

定価 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

